

# （仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例（素案）

## への区民意見及び区の考え方

### 1 意見募集期間

令和6年9月15日から10月7日まで

### 2 意見提出人数及び件数

意見提出者数 8人（はがき1人、ホームページ7人）

意見提出件数 26件

### 3 意見の概要及び区の考え方

次ページ以降のとおり

#### 【内訳】

| 項目名                   | 件数 |
|-----------------------|----|
| 事業者の役割について            | 2件 |
| 学校等の役割について            | 2件 |
| 相談体制の整備について           | 2件 |
| 犯罪被害者等の情報保護・人権の尊重について | 3件 |
| 犯罪被害者等の状況に応じた相談支援について | 5件 |
| 支援策について               | 9件 |
| 連携・協力について             | 1件 |
| 理解促進について              | 1件 |
| 意見の反映について             | 1件 |

その他、各分野個別意見については、関係所管にご意見をお伝えしています。

| No                             | 意見の概要                                                                                                                         | 区の考え方                                                                                                                                                      |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 事業者の役割について</b>            |                                                                                                                               |                                                                                                                                                            |
| 1                              | 犯罪被害者等の尊厳を一番毀損しているのはマスコミであるように見える。区が条例に基づき対応を要請できる範囲を区内事業者に限定しているが、実効性に欠けるのではないかと。区内事業者に限定した条例（素案）の作成過程について、見解を示してほしい。        | 条例第2条の定義において、事業者とは、区内において事業活動を行う個人、法人又は団体と定めており、所在地が区外にある事業者に対しても要請してまいります。                                                                                |
| 2                              | 生活の基盤となる雇用の安定は、事業主との雇用契約に及ぶ問題となるが、条例で対応できる範囲を具体的に規定するのはいかかがか。                                                                 | 条例第6条では、事業者の役割として、雇用関係にある犯罪被害者等に対する必要な支援を行うこととしており、犯罪被害者等が働き続けるための支援を要請しております。また、広く区民や事業者を対象としたリーフレットにて、具体的な取組みを周知してまいります。                                 |
| <b>2 学校等の役割について</b>            |                                                                                                                               |                                                                                                                                                            |
| 3                              | （仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例（素案）第7条に規定する学校等の役割について、在籍する児童生徒等が被害を被った場合の学校の対応について記載があるが、加害者が同一学校等の児童生徒等や教員である場合も同様の対応がとられるよう明記してほしい。      | 加害者が同一学校等の児童生徒等である場合や教員である場合でも、被害者である児童生徒等が安心して教育等が受けられるようにするため、必要な配慮をするよう、第7条第2項の規定を定めているところでございます。                                                       |
| 4                              | 加害者が法的責任を問われない年齢の児童であっても、犯罪とみなされる行為があった場合は、相応の対応がとられるようにすべき。学校の対応により、被害児童生徒等が別室登校や転校など、不利益を被ることのないよう、学校側が留意するべきであることも明記してほしい。 | 教育活動等において、被害児童生徒等に二次被害を生じさせない、また、安心して教育等を受けるための配慮を要請することを目的に、条例第7条に学校等の役割を明記しております。学校においては、これまでも専門機関と連携しながら、被害児童生徒への支援を行ってまいりましたが、今後も、本条例に基づき適切に対応してまいります。 |
| <b>3 相談体制の整備について</b>           |                                                                                                                               |                                                                                                                                                            |
| 5                              | 「人的資源」（誰がこの難しい業務にあたるのか）や「経済資源」（経済的支援にかかる費用の捻出）は具体的にどう準備するのか説明いただきたい。                                                          | 人的資源については、犯罪被害に関する相談業務の経験がある相談員を世田谷区犯罪被害者等相談窓口へ配置しているところです。また、経済資源については、基金を創設し、ふるさと納税などで寄付を募り、支援策の財源へ充てていくことを検討しております。                                     |
| 6                              | 犯罪被害者等に対し、専門的知識に基づく適切な支援を行うためには、これに従事する職員の人材の育成及び資質の向上等が必要であり、このための施策が重要であると思われる。                                             | 犯罪被害者等相談窓口に配置する犯罪被害者等相談員の人材の確保や育成は大変重要なことと考えております。人材の確保や育成に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて具体的に規定し、実施してまいります。                                                         |
| <b>4 犯罪被害者等の情報保護・人権の尊重について</b> |                                                                                                                               |                                                                                                                                                            |
| 7                              | 犯罪被害者が特定されるような、取り調べ過程の供述等が警察からリークされ、犯罪被害者等が特定されるのはおかしい。現行法の中での対応を厳格に行うよう、直ちに行政として対応してほしい。                                     | 犯罪被害者等のプライバシーが保護されるとともに、意向が十分に尊重されるよう、警察とも連携しながら支援を行ってまいります。また、いただいたご意見に関しましては、警視庁へも情報提供します。                                                               |
| 8                              | 犯罪被害者等の犯罪捜査、刑事裁判手続、個人情報の取扱い等において、その安全の確保に必要な施策を講ずる必要があると思うが、具体的に規定するのはいかかがか。                                                  | 個人情報の取扱いに関しては、条例第16条の個人情報の適切な管理に定めているところです。犯罪捜査、刑事裁判手続における情報の安全確保については、それぞれの機関において徹底されるべきものと考えます。関係機関には、条例の周知を十分に行い、要請してまいります。                             |
| 9                              | 犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、人権が十分に尊重されるよう、規定を設ける必要があるのではないかと。                                                                     | 人権の尊重に関しては、条例第3条の基本理念において定めているところです。保護、捜査、公判等における人権の尊重については、それぞれの機関において徹底されるべきものと考えます。関係機関には、条例の周知を十分に行い、要請してまいります。                                        |

| No                             | 意見の概要                                                                                                                                                                     | 区の考え方                                                                                                                                                    |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>5 犯罪被害者等の状況に応じた相談支援について</b> |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                          |
| 10                             | 相談及び情報の提供は、犯罪被害者、家族又は遺族により共通する事項と異なる事項があると考えられる。各立場に応じた相談及び情報の提供をすることを明記するのはどうか（相談及び情報の提供以外の様々な支援の場面においても同様）。                                                             | 条例第4条の区の責務において、「犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。」と規定しております。各立場に応じた相談や支援はこれに基づき実施していくものと考えております。                                                      |
| 11                             | 犯罪被害者等相談窓口にて精神科医の受診やカウンセリングを受けるための体制整備をしてほしい。また、犯罪被害者等の状況に応じて、精神科医・心療内科医・カウンセラーにつなげるとともに、相談員・精神科医・心療内科医・カウンセラー等を希望に応じて変えられるようにしてほしい。                                      | 犯罪被害により心身に不調が生じ、公認心理師や臨床心理士が行うカウンセリングを受けた費用の助成を検討しております。また、ご自分の状況に応じたカウンセリング機関が見つけれられるよう、情報提供を行ってまいります。                                                  |
| 12                             | 犯罪被害にあうことで、一生のトラウマになり、何かのきっかけでフラッシュバックが起こる可能性がある。また、心身に強いダメージを受けていても外見上は分からない場合等もあるため、犯罪被害者等相談窓口では、真摯に相談を聴いてほしい。                                                          | 犯罪被害にあわれた方等の状況を十分に考慮し、真摯に相談を聴いてまいります。                                                                                                                    |
| 13                             | 犯罪被害にあうことで、様々なことが重なると何も手がつけられなくなる。二次被害など社会的問題も生じるため、その対処法を犯罪被害者等相談窓口で一緒に丁寧に考えてほしい。                                                                                        | 犯罪被害にあわれた方等の状況やご希望を丁寧にお聴きしながら、困りごとの整理と解決に向けたステップを一緒に考えてまいります。                                                                                            |
| 14                             | 弁護士・裁判所への同行や訪問による自宅の状況確認を行ってほしい。                                                                                                                                          | 犯罪被害にあわれた方等の状況やご希望に応じ、同行や訪問によるアウトリーチ型の相談を行ってまいります。                                                                                                       |
| <b>6 支援策について</b>               |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                          |
| 15                             | 支援策について、犯罪被害者等の各立場に応じて、具体的に規定するのはいかがか。                                                                                                                                    | 具体的な支援策につきましては、条例第14条に基づき定める、運用方針で規定してまいります。                                                                                                             |
| 16                             | 警察への被害届の提出だけでなく、裁判で勝訴、調停の結果などで支払が決まっても滞り、精神的身体的な負担が生じている場合も対象にしてほしい。                                                                                                      | 今後、条例に基づく支援策を実施する中で犯罪被害者等のご意見や検討委員会等の意見を踏まえながら検討してまいります。                                                                                                 |
| 17                             | 犯罪被害者は全く過失がないにも関わらず、治療のため病院へ通ったり、仕事を休まなければならなかったりし、経済的な負担が生じる。また、家族が被害にあった場合も、サポートするために休んだりする必要がある。<br>犯罪被害の影響について理解を進めるとともに、犯罪被害者本人や家族が仕事を休みやすくなることや、経済的なサポートがとても必要だと思う。 | 現在、区では犯罪被害者やご遺族のための弔慰金等の給付やご家族が利用できる日常生活をサポートするための支援策の検討を行っております。いただいたご意見を踏まえ、引き続き、犯罪被害者等に有用な支援策となるよう検討を進めてまいります。<br>また、第6条では、仕事が続けられるよう、事業者の役割を規定しています。 |
| 18                             | 犯罪等により生じた賠償責任が果たされない場合の救済に重点を置いてほしい。                                                                                                                                      | 現在、区では犯罪被害による経済的損失を補填するため、弔慰金等の給付を検討しておりますが、国や東京都等の動向を踏まえながら、引き続き、検討してまいります。                                                                             |
| 19                             | 公営住宅の斡旋等、犯罪被害者等の居住の安定に関する支援策を規定することにより、支援が明確になるのではないか。                                                                                                                    | 公営住宅の斡旋につきましては、提供住戸の確保等の課題がございますが、支援策として、現在の住居に居住することが困難になった場合の一時的な宿泊にかかる費用や転居にかかる費用の助成について検討しております。これらの支援策については、条例に基づき制定する、運用方針と実施要綱において具体的に規定してまいります。  |

| No                 | 意見の概要                                                                                                           | 区の考え方                                                                                                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20                 | 犯罪被害者に対するマスコミの過剰な報道やインターネット上の誹謗中傷について、弁護士を介し対応する場合、犯罪被害者が積極的に動かなければならず、相当な手間と費用がかかってしまうが、区で代行する仕組みがつかれないか。      | 犯罪被害者が希望する場合には、警察への相談に同行するとともに、弁護士会や法テラスなどの相談窓口を紹介してまいります。また、併せて条例施行後は、弁護士相談にかかる費用の助成を行ってまいります。<br>また、第6条に基づき、区からも要請してまいります。                    |
| 21                 | 刑事に関する手続への参加の機会を拡充する制度として、犯罪被害者等に情報提供を行う、具体的な規定が必要ではないか。                                                        | 明石市では、刑事裁判手続に参加する場合の旅費の補助を支援しております。世田谷区におきましても、今後、条例に基づく支援策を実施する中で犯罪被害者等のご意見や検討委員会等の意見を踏まえながら検討してまいります。                                         |
| 22                 | 犯罪被害者は加害者に対して、恐怖心をもっていることが多くある。必要に応じて、被害者と加害者が対話することを支援する修復的司法への取り組みや支援が行われてほしい。                                | 犯罪被害者等が司法的な解決を希望する場合には、弁護士会や法テラスを紹介いたします。また、併せて、条例施行後は弁護士相談にかかる費用の助成を行ってまいります。                                                                  |
| 23                 | 詐欺被害においては、本人の精神的な落ち込み、パソコンのメンテナンスなどの被害の回復、次の被害への対策などが必要と思われる。特に、家族との関係性が難しくなることは、大きな問題で、家族の話し合いの支援などをサポートしてほしい。 | 詐欺などの財産被害にあわれた方については、犯罪被害者等相談窓口にてお話を聞きし、警察を案内しているところがございます。具体的な支援策に関しては、今後の課題として、検討してまいります。<br>また、ご家族との関係性に関するお悩みは、その状況を踏まえ、適切な相談先等をご案内してまいります。 |
| <b>7 連携・協力について</b> |                                                                                                                 |                                                                                                                                                 |
| 24                 | 犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し、その活動の促進を図るために、財政上及び税制上の措置、情報の提供等、具体的な施策を規定する必要があるのではないか。                                    | 犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対する財政上及び税制上の措置については、その効果や必要性等を研究してまいります。また、情報提供等の連携に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて、具体的に規定し、実施してまいります。                                   |
| <b>8 理解促進について</b>  |                                                                                                                 |                                                                                                                                                 |
| 25                 | 教育活動、広報活動を通じて、犯罪被害者等に対する理解について、施策を規定し、区民に周知することも重要な施策であると思われる。                                                  | 教育活動、広報活動を通じた普及啓発に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて具体的に規定し、広く周知してまいります。                                                                                     |
| <b>9 意見の反映について</b> |                                                                                                                 |                                                                                                                                                 |
| 26                 | 犯罪被害者等から区に対し意見が述べられた場合、その意見を施策に反映し、その施策の策定過程の透明性を確保するため、区として制度を整備する条例を設ける必要があると考える。                             | 犯罪被害者等の意見の聴取、施策への反映については、条例第15条で規定しているところではございますが、策定過程の透明性を確保するための制度については、犯罪被害者等のご意見や検討委員会等の意見、今後の運用を踏まえ、検討してまいります。                             |